

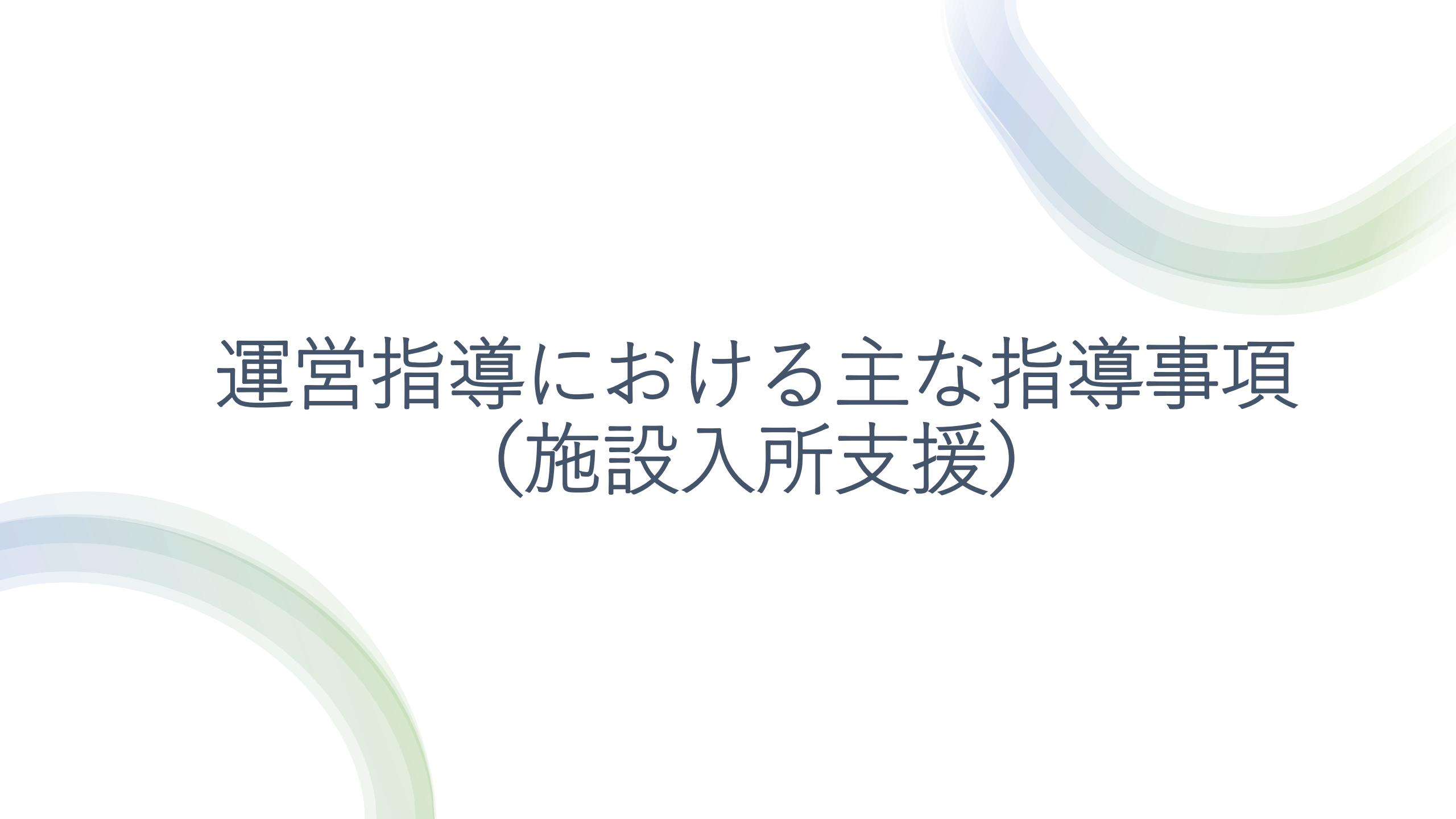


障害福祉サービス集団指導 【入所・短期入所編】

令和6年度

熊本市障がい保健福祉課





運営指導における主な指導事項 (施設入所支援)

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない（提供するサービスの内容について、利用者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。）。
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨の署名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。

個別支援計画未作成減算の対象となる場合があります。（後述）

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

個別支援計画の作成

事業種別	見直し時期
共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援（R4.4～）、施設入所支援	少なくとも <u>6月に1回以上</u>
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、就労定着支援（～R4.3）、 自立生活援助	少なくとも <u>3月に1回以上</u>

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

施設障害福祉サービス計画の作成等

- 施設入所支援における夜間の支援内容と日中活動における支援内容が明確に区別されていない。

サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載してください。

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

サービス管理責任者の責務

【サビ管研修】

サービス管理責任者に就くには実務経験を満たしているのみではなくサービス管理責任者「更新研修」又は「基礎研修」後の「実践研修」を受講している必要があります。

また、「更新研修」又は「実践研修」受講後は、「更新研修」を5年毎に受講する必要があります。「更新研修」や「実践研修」の修了証に次の研修の受講期限が記載されていますので受講忘れがないようにしましょう。

なお、更新研修を受講するためには、受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験があること、又は現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事していることが求められます。

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、減算が適用される月から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間は100分の50で算定してください。

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画（非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む）が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。

なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

【令和3年度制度改正】

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（運営に関する基準）

開所日数の取扱いについて

障害者支援施設等の開所日数の取扱いについて（平成28年3月31日付け事務連絡）
（開所日数の取扱い）

問 生活支援員等の必要数の算出に用いる「前年度の平均値」の算出に当たっては、当該年度の前年度の利用延べ数を開所日数で除して得た数とするとされているが、開所日数とは何を指すのか。

答 開所日数とは、基本的には運営規程で定める営業日をいうものであるが、例えば、障害者支援施設等が行う昼間実施サービスにおいて、運営規程上の営業日が土日を含めた日数になっていたとしても、土日に昼間実施サービスの利用者がなく、実質的に昼間実施サービスを提供していない場合は開所日数には含まれない。なお、生活介護の人員配置体制加算等の算定に当たり、前年度の利用者の数の平均値を算出する場合も同様である。

運営指導における主な指導事項（施設入所支援）

（報酬の算定に関する事項）

定員規模別単価の取扱いについて

- 日中活動系サービスを複数実施する事業所において、サービス費の算定が誤っている。

報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、日中活動系サービスを複数実施する事業所にあっては、サービス事業ごとの利用定員を合計した利用定員の規模で請求する必要があります。

地域連携推進会議の開催について

- 令和7年度より、各障害者支援施設にて地域連携推進会議の開催が義務づけられます。
- 最低でも年に1回の開催が必要になります。
- 原則、会議の開催と施設訪問は別の日にお願いします。
- 開催後は市障がいサービス課に議事録の提出が必要になります。

市ホームページに国の手引きや市の取扱いを掲載しておりますのでご参照ください（ホームページ内検索で「地域連携推進会議」と検索）。

施設入所支援編は以上となります。

運営指導における主な指導事項 (短期入所)

運営指導における主な指導事項（短期入所）

（運営に関する基準）

サービスの提供の記録

- 入所又は退所の日時が記録に記載されていない。

サービスを提供した際の記録については具体的なサービス内容と心身の状況を記載しますが、「入所、退所の日時」のほか「送迎の方法（家族の送迎か、事業所の送迎か等）」の記載を忘れがちです。特に、短期入所事業所から学校や日中活動の場等に出かけて、その後再び指定短期入所を提供する場合、退所、入所として取り扱わなくてはなりません。

同一法人内の複数の事業所において、同一利用者へサービスを提供する場合、その利用者の状態や意向を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所を繰り返すことは望ましくありません。

運営指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

短期入所サービス費

- 夕方に入所した日や午前中に退所した日に福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している。

日中活動サービス等の利用の有無にかかわらず、短期入所事業所において日中におけるサービスを提供していない場合は、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定すること。

運営指導における主な指導事項（短期入所）

（報酬の算定に関する事項）

定員超過利用減算

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている。

※定員を上回る利用者の受け入れについては原則、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合のみ可能。



短期入所編は以上となります。